溶存酸素(DO)計

型式 K-7501

型式 K-7540

型式 K-7599

ローダジンD比色法による

Rhodazine D Visual Colorimetric Method

発色試薬 ローダジンD

測定範囲 <K-7501> 0 \sim 1 mg/L(ppm) <K-7540> 0 \sim 40 μ g/L(ppb) <K-7599> 0 \sim 100 μ g/L(ppb)

反応時間 30秒以内





サンプリングの準備

低濃度の溶存酸素の測定では、サンプリング方法が最も重要です。

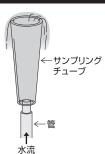
付属のサンプリングチューブは大気中の酸素の影響を受けないように、流水中でアンプルを折ることができます。 そのために、検水を空気と接触させずに通水できるように準備します。

1.付属のサンプリングチューブを垂直に設置します。

2.サンプリングチューブの下部と給水口の間を通気のない安定な材質の管で接続します。

管はステンレス鋼SUS304、SUS316、あるいはガラス管などが適切です。銅管や高分子管は使用しないでください。 K-7501は、上記の方法を使用できない場合、付属のサンプリングカップに検水をできる限り静かに採取して測定してください。

り万

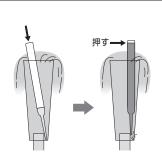


①気泡を取り除くためにサンプリング チューブにできるだけ速い流速で 80°C~100°Cの水を流します。

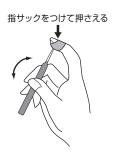
新規にサンプリングチューブを設置する場合は、数時間 通水しますが、日常的に使用している場合は、数分間通水 します。

②十分通水したら、流速を500~1000mL/分に下げて、 検水を周囲温度まで下げます。

水温が高いと、中に残っている不活性ガスが膨張 して検水を押し出したり、または冷却した時に収縮 して外から空気がアンプル内に入り、誤差の原因 となります。



- ③アンプルの細い方をサンプリング チューブに差し込み、壁面に押し 当ててポキッと折ります。
- ④自動的に検水が入ってきます。 この時、不活性ガスの小さな気泡 が残ります。

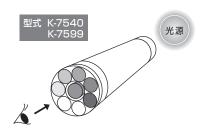


- ⑤指サックをつけ、アンプルを 引き上げたら、直ちに先端の 穴を指でふさぎます。
- ⑥不活性ガスの気泡が端から端 まで移動するようにすばやく 数回転倒させて色が均一に なるようにします。

⑦30秒以内に標準比色管と比べます。 同じか、または近い色の数値が溶存酸素量です。



アンプルを標準比色管に密着させ、 目の高さで比色します。



標準比色管の中央にアンプルを入れ、 下から比色します。

本製品は、米国のCHEMetrics社製であり、この使用法の一部は、CHEMetrics社使用法を元に作成しています。



〒145-0071 東京都大田区田園調布5-37-11 TEL:03-3721-9207 FAX:03-3721-0666 https://kyoritsu-lab.co.jp kyoritsu@kyoritsu-lab.co.jp

溶存酸素(DO)計 7501 / 7540 / 7599

補充品

アンプルの補充品(30本入り)には、以下の製品をお求めください。

セット型式	測定目盛									補充品型式
K-7501	0	0.05	0.1	0.2	0.3	0.4	0.6	0.8	1.0 (mg/L)	R-7501
K-7540	0	5	10	15	20	25	30	40	$(\mu g/L)$	R-7540
K-7599	0	10	20	30	40	60	80	100	$(\mu g/L)$	R-7540

使用前、使用後の取扱い注意

アンプル内の試薬は、強アルカリ性。です。 アンプルはガラス製で壊れやすいので、保存・取り扱い・廃棄の際のケガには十分ご注意ください。

応急措置 試薬・測定液が目に入ってしまったら → すぐに15分間以上、水で洗い流してください。

痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医の診断を受けてください。

試薬・測定液が皮膚や衣服にふれたら → すぐに水で洗い流してください。

試薬・測定液が口に入ってしまったら → すぐに水で口の中を洗い流してください。

試薬・測定液を飲み込んだり、上記の措置後に異常がある場合には、すぐに医師の診断を受けてください。

有害性については試薬の外箱背面の「GHSに基づく表示」をご参照ください。

保管 アンプル内の試薬は、光にさらされると劣化します。箱からアンプルを取り出した後は必ずすぐに箱の蓋を 閉めてください。

廃棄 アンプル内の試薬は、約pH11.5です。使用後は、各関係法令に従って適切に廃棄してください。

試薬に関するお知らせ

アンプル内の試薬は、取扱い者へのSDSの提供を義務づけた「PRTR法」、「労働安全衛生法」および「毒物及び劇物取扱法」には該当しません。